

## ホームページの製作費用

今回は、インターネットを通じた販売関連費用の代表格であるホームページ製作費用の扱いについて考えてみたいと思います。

### □原則

ホームページの製作費用は、原則として支出時の損金（必要経費）に算入されます。

ホームページは一般的に企業や事業主の所在場所、沿革、製品のPRのために製作されるのが普通です。

多くのホームページの内容が、頻繁に更新されるため、その製作費用の効果が1年以上に及ぶことはレアケースであると考えられるからです。

### □繰延資産

その製作費用の効果が1年以上に及ぶと認められる場合には、繰延資産として償却を行うこ

とになります。

但し、20万円未満の繰延資産に該当する費用を支出した場合には、損金経理の方法によってその金額を当該支出事業年度の損金の額に算入することが可能となります。

さらに、ホームページが単なる宣伝媒体にとどまらないで、データベースにアクセスすることができる機能等を有している場合には、ホームページの製作費用の中にソフトウェアの取得費用が含まれていると考えられます。

この場合の経理処理としては、少額の減価償却資産等に該当する場合を除いて、当該費用に相当する金額を無形固定資産にソフトウェアとして一度計上したのちに5年間で償却（必要経費に算入）することになります。

なお、支出金額が20万円未満であるかどうかの判定における消費税の額の取扱いは、税抜経理方式を採用している場合には税抜き額で、税込経理方式を採用している場合には税込み額で判定することになりますので、留意してください。

## ナマの税務相談室

**Q** 昨年、それまで住んでいたマンションを売って、新しいマンションに買い換えました。申告の件で相談に参りました。

**A** どのようになさいましたか。概要をお話しください。

**Q** 実は結婚して6年にも満たないのですが、このたび離婚をし、今まで住んでいたマンションを売却し、新たにマンションを買い、再婚した女性と住んでいます。

**A** そうでしたか。新しい第二の人生の門出が良きスタートとなりますよう心からお祈りいたします。

ところで、今日はマンション譲渡に伴う税務相談ということですが、売買契約書などをお持ちになりましたか。

**Q** 今ここに、最初のマンションの購入時の契約書および売却した時の売買契約書を持って参りました。

**A** 拝見いたしますと、最初のマンションは平成17年5月に購入し、約1千万円損をして平成22年9月に売却されていますね。

居住のためのマンションの所有期間が、売却した平成22年の1月1日以前から逆算すると4年8ヶ月になります。これは税法的観点から申し上げると誠に残念です。と申しますのは、実質的には5年以上所有していたのですが、税法の特典がある5年規定は、売却した年の1月1日を起算日としているのです。

つまり、平成16年12月31日以前に所有していれば今回今のマンションを平成22年の10月に住宅借入金付きでご購入されているので、居住用家屋買換えに伴う譲渡損失の特例として事業所得等の所得と損益通算ができる上に、引ききれない譲渡損失が次年度に繰り越せられる大きなメリットを失い勿体ないことでしたね。

[参考] 租特法第41の条5

ナマの税務相談室